# 第124回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項


■ 対処すべき課題 …… 1
■ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 …… 2
■ 連結計算書類 …… 5
■ 連結注記表 …… 9
■ 計算書類 …… 17
■ 個別注記表 …… 21
■ 監査報告書 …… 27


（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

見えないところに、心を込めて。

兼松サステック株式会社

（7961）

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ksustech.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## 対処すべき課題

当社グループの主な事業分野であります住宅関連業界におきましては回復の兆候がみられますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響や、ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等、依然不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況のもとで当社グループは、ジオテック（地盤改良）事業では住宅分野を中心に「環境パイル工法」のさらなる拡販に取り組むほか、非住宅分野において新工法を活用した営業活動に注力してまいります。木材加工事業では、当社独自の乾式木材保存処理の認知度を高めるとともに、大型特殊サイズの木質建材に対応可能な保存処理装置の設置により、非住宅案件の対応や保存処理能力の拡大を進め、より幅広いお客様のニーズに対応すべく取り組んでまいります。セキュリティ機器事業では、お客様のニーズに対応すべく営業体制の構築を図るとともに、昨年都内に開設した技術センターによる高い技術力の提供に取り組んでまいります。

以上のとおり、当社グループは、お取引先および従業員の安全と健康の確保を最優先としつつ、お客様のニーズに応えるべく事業の組織力ならびに営業力を高め、高付加価値製品、高品質の技術およびサービスを提供することで、厳しい市場環境の中でも安定的な収益を確保することができるように努めてまいります。

2023年３月期の連結業績予想は、売上高145億円、営業利益10億８千万円、経常利益11億４千万円、親会社株主に帰属する当期純利益７億７千万円としております。

# 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

## 業務運営の基本方針

当社は、当社ならびに当社子会社（以下「当社グループ」という。）の全員で共有する価値観である信条「創造と挑戦、自己実現、コンプライアンス遵守」に基づき「企業理念」を次のとおり定めております。この企業理念のもと、当社グループの継続的な成長と企業価値の向上を図るとともにコーポレート・ガバナンスの充実および強化に努め、経営の透明性、健全性および信頼性を高めることが重要な経営課題と位置づけております。

〔企業理念〕

1．人々の安心と安全を技術で支え、社業発展を通じて社会に貢献します。

2．安心で働きやすい環境創りに努め、社員の成長と幸せを追求します。

3．ステークホルダー（株主、取引先、従業員等）等に対する企業の社会的責任を果たします。

コーポレート・ガバナンスを維持していくために、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定め、業務の適正性、有効性および効率性を確保します。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動を行うために、企業行動基準およびコンプライアンス管理規定その他社則を定めております。その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上の推進およびその教育を実施しております。さらに内部通報制度を構築し、コンプライアンス上、疑義ある行為の通報を受け付ける相談窓口を社内ならびに社外に設置しております。

監査室は、業務全般について、法令、定款その他社則の遵守状況、職務の執行手続および内容の妥当性、問題点の有無等を定期的に確認および評価し、その結果を取締役会へ報告するとともに被監査部門へ助言および指導を行っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書等は、法令、文書管理規定その他社則に基づき適切に保存し、管理しております。

取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務上発生しうるリスクは、それぞれのリスクに対し、その発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクの対処方法を定めた社則等の制定、運用、研修等を行っております。なお、リスクが顕在化した場合には、迅速な対応を行い、損害を最小限に抑えるとともに再発を防止する体制を整えます。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」を定め、取締役会を原則として毎月１回、必要ある際は随時開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項の他、経営方針等の基本的な事項および全社的な中長期経営計画、短期計画等の決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行を効率的かつ組織的に行うため、職務権限規定に取締役および使用人の職務権限の基準を定めております。

取締役会の決定した基本方針に基づき、会社の全般的な業務の執行に関する方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたるため経営会議を設置しております。経営会議は、常勤の業務執行取締役および監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）で構成しております。

業務の運営については、中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定することにより、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を策定、実施しております。

業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会等において適宜報告しております。

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社の自主性を尊重するとともに緊密な連携を図り、基本方針の樹立、経営上の重要事項等を協議することにより、内部統制、コンプライアンスに関する情報の伝達、共有等を効率的に行い、業務の適正を確保する体制を構築しております。

当社は、兼松株式会社のグループの一員として、コンプライアンスに関し適宜同社の助言を受け、情報を共有する体制を構築しております。また、定期的に兼松グループのトップマネジメントが集まり、グループ経営におけるアライアンス、相互理解、コーポレート・ガバナンスの共通認識等の徹底を図っております。

兼松グループ各社と当社グループ各社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社グループ会社の業務の適正を十分に確保する体制を構築しております。

### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の実効性を高め、かつ職務を円滑に遂行するため、その職務を補助すべき取締役および使用人の配置の要請が監査等委員会よりある場合には、その職務を補助する体制を確保します。

### (7) 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に留意します。

### (8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会または監査等委員が取締役および使用人に対し職務の執行に関する事項の報告を求め、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施できるものとしております。当社グループ会社の取締役、監査役および使用人が、業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに監査等委員会に報告するものとしております。

監査等委員は取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議または委員会に出席できるものとしております。また、会議に出席しない場合には、監査等委員は付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができるものとしております。

### (9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報および通報者保護管理規定を設けており、監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けない体制としております。

### (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還あるいは費用または債務の処理の請求を当社に対して行ったときは、速やかにこれを処理するものとしております。

### (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役や業務執行取締役と監査等委員会は定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めております。監査等委員会が内部監査を実施する監査室と日常的かつ機動的な連携を図る体制を整備し、監査の効率的な実施に努めております。

監査等委員会は、会計監査人から監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的および必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図っております。

また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については、監査等委員会の事前承認を要するものとしております。

監査等委員会が監査の実施にあたり、必要と認める場合に弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受けることができるものとしております。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針およびその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を「企業行動基準」において定めており、前記「(１)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に基づき社内体制を整備しております。さらに、警察等の専門機関や顧問弁護士等の外部機関との緊密な連携関係を保つことにより、反社会的勢力排除のための整備強化を継続的に推進しております。

## (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、各部署において適切な運営に努めております。基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① コンプライアンス体制

企業行動基準、コンプライアンス管理規定等に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めております。またコンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、内部通報制度に基づく通報窓口を社内ならびに社外に設置したことを周知し、その運用を行っております。

### ② リスク管理体制

業務上発生しうるリスクについて、組織的に予防策を講じるために、職務権限規定等に基づき担当部門が内規・ガイドライン・マニュアルの整備、教育研修を実施しております。また、監査室が内部監査規定に基づき業務監査を実施しており、監査結果は取締役会へ報告しております。

### ③ 取締役の職務の執行

当事業年度は19回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規則および職務権限規定等において、権限と責任の基準を定め、効率的な職務執行を行っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 第124期<br>2022年3月31日現在 | (ご参考)第123期<br>2021年3月31日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 7,996 | 6,542 |
| 現金及び預金 | 3,795 | 3,195 |
| 受取手形及び売掛金 | － | 2,032 |
| 受取手形 | 273 | － |
| 売掛金 | 2,096 | － |
| 商品及び製品 | 1,147 | 769 |
| 原材料 | 539 | 411 |
| その他 | 145 | 134 |
| 貸倒引当金 | △0 | △1 |
| 固定資産 | 4,289 | 4,396 |
| 有形固定資産 | 2,159 | 2,249 |
| 建物及び構築物 | 673 | 704 |
| 機械装置及び運搬具 | 423 | 480 |
| 工具器具備品 | 49 | 48 |
| 土地 | 999 | 999 |
| リース資産 | 13 | 15 |
| 無形固定資産 | 243 | 224 |
| ソフトウェア | 228 | 150 |
| その他 | 14 | 73 |
| 投資その他の資産 | 1,886 | 1,922 |
| 投資有価証券 | 95 | 92 |
| 繰延税金資産 | 221 | 225 |
| 投資不動産 | 1,435 | 1,442 |
| その他 | 138 | 164 |
| 貸倒引当金 | △3 | △3 |
| 資産合計 | 12,286 | 10,938 |

| 科目 | 第124期<br>2022年3月31日現在 | (ご参考)第123期<br>2021年3月31日現在 |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 3,213 | 2,107 |
| 支払手形及び買掛金 | 2,062 | 1,565 |
| リース債務 | 5 | 5 |
| 未払法人税等 | 253 | 94 |
| 契約負債 | 302 | － |
| 賞与引当金 | 243 | 217 |
| 役員賞与引当金 | 19 | 14 |
| その他 | 325 | 210 |
| 固定負債 | 272 | 571 |
| リース債務 | 10 | 12 |
| 商品保証引当金 | － | 303 |
| 退職給付に係る負債 | 156 | 152 |
| 資産除去債務 | 20 | 20 |
| その他 | 84 | 82 |
| 負債合計 | 3,485 | 2,678 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 8,797 | 8,257 |
| 資本金 | 3,325 | 3,325 |
| 資本剰余金 | 1,146 | 1,146 |
| 利益剰余金 | 4,333 | 3,792 |
| 自己株式 | △7 | △7 |
| その他の包括利益累計額 | 2 | 2 |
| その他有価証券評価差額金 | 2 | 2 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 8,800 | 8,259 |
| 負債純資産合計 | 12,286 | 10,938 |

# 連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 第124期<br>2021年４月１日から<br>2022年３月31日まで | （ご参考）第123期<br>2020年４月１日から<br>2021年３月31日まで |
|---|---|---|
| 売上高 | 13,612 | 11,705 |
| 売上原価 | 9,709 | 8,373 |
| 売上総利益 | 3,903 | 3,331 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,912 | 2,623 |
| 営業利益 | 990 | 708 |
| 営業外収益 | 154 | 109 |
| 受取利息 | 1 | 1 |
| 受取配当金 | 0 | 0 |
| 持分法による投資利益 | 2 | 4 |
| 受取賃貸料 | 85 | 85 |
| 受取保険金 | 35 | 5 |
| その他 | 29 | 11 |
| 営業外費用 | 29 | 26 |
| 支払利息 | － | 0 |
| 賃貸費用 | 25 | 25 |
| その他 | 4 | 1 |
| 経常利益 | 1,116 | 791 |
| 特別利益 | 13 | 4 |
| 固定資産売却益 | 2 | 4 |
| 補助金収入 | 10 | － |
| 特別損失 | 10 | 6 |
| 固定資産除却損 | 1 | 6 |
| 固定資産圧縮損 | 9 | － |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,119 | 789 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 340 | 225 |
| 法人税等調整額 | 12 | 46 |
| 当期純利益 | 766 | 517 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | － | － |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 766 | 517 |

# 連結株主資本等変動計算書

第124期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 3,792 | △7 | 8,257 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △18 | | △18 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 3,773 | △7 | 8,238 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △207 | | △207 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 766 | | 766 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 559 | △0 | 559 |
| 当期末残高 | 3,325 | 1,146 | 4,333 | △7 | 8,797 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 2 | 0 | 2 | 8,259 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △18 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2 | 0 | 2 | 8,240 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △207 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 766 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | △0 | 0 | 0 | 559 |
| 当期末残高 | 2 | 0 | 2 | 8,800 |

（ご参考）第123期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 3,482 | △7 | 7,947 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | － |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 3,482 | △7 | 7,947 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △207 | | △207 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 517 | | 517 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 309 | △0 | 309 |
| 当期末残高 | 3,325 | 1,146 | 3,792 | △7 | 8,257 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 6 | 7 | 7,954 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | － |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 0 | 6 | 7 | 7,954 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △207 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 517 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1 | △6 | △4 | △4 |
| 当期変動額合計 | 1 | △6 | △4 | 304 |
| 当期末残高 | 2 | 0 | 2 | 8,259 |

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数　３社

連結子会社の名称　日産興業株式会社
ＫＳＵエンジニアリング株式会社
ＵＧＲコーポレーション株式会社

⑵ 非連結子会社の状況

該当する会社はありません。

２．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法適用の関連会社の数　１社

持分法適用の関連会社の名称　ジオサイン株式会社

⑵ 持分法を適用していない関連会社の状況

該当する会社はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（石油製品事業）、製品及び仕掛品……総平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品（石油製品事業を除く）及び原材料……移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法
主な耐用年数
建物及び構築物　15～50年
機械装置及び運搬具　8～13年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

ジオテック事業、木材加工事業、セキュリティ機器事業及び石油製品事業における商品及び製品に係る売上高は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で売上高を認識しております。

ジオテック事業の環境パイル及び地盤改良工事における請負工事に係る売上高は、顧客との請負工事契約に基づく地盤改良等の工事を提供する履行義務を負っております。当該履行義務について、工事の進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて売上高を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（総原価見積額に対する発生原価の割合）によっております。ただし、取引開始から工事完了時点までの期間が短期間のものについては、重要性等における代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した工事完了時点で売上高を認識しております。

ジオテック事業及びセキュリティ機器事業における保証サービスに係る売上高は、顧客との保証契約に基づき、契約期間内に生じた不具合に対して無償で、原状回復、機器等の修理又は交換を行う保証サービスを提供する履行義務を負っております。当該保証契約は、契約期間にわたり均等に売上高を認識しております。

当社グループが商品又はサービスを顧客に移転する前に、当該商品又はサービスを支配している場合には、本人取引として売上高を総額で認識し、支配していない場合や当社グループの履行義務が商品又はサービスの提供を手配することである場合には、代理人取引として売上高を純額で認識しております。木材加工業における木材加工品及び保存処理薬剤の一部の取引において、代理人取引を行っております。

当社グループは、売上高は顧客との契約において約束された対価に基づき測定しており、重要な変動対価はありません。取引の対価は、通常、商品の引渡し後、概ね４か月以内に受領されており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

単一の契約に複数の識別可能な履行義務がある場合、その取引を履行義務ごとに分割し、履行義務ごとに売上高を認識しております。取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っております。

⑸ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

輸入取引について為替予約取引をヘッジ手段としております。

・ヘッジ方針

将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しておりますが、投機的な取引及び短期的な売買益を得るための取引は行わない方針です。

また、取引の目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額について、当社の経営会議の定めた範囲を限度として、取引及びリスク管理の運営を経理部で行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額などを基礎として判断しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとな

ります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、商品及び製品等の販売について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、引渡時に収益を認識する方法に変更しております。また、工事契約に係る収益については、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については、工事完成基準に基づき収益を認識しておりましたが、契約期間における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、完全に履行義務を充足した完成時に収益を認識する方法に変更しております。さらに、代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。加えて、保証に対する売上については、販売した機器の将来見込まれる保証費用を「商品保証引当金」として計上しておりましたが、当社が保証すべき費用は顧客に対する履行義務と認識して、「契約負債」を計上し、契約期間にわたり売上高として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より、「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は420百万円減少し、売上原価は455百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は18百万円減少しております。

１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、時価のあるその他有価証券の連結貸借対照表価額の算定方法について、連結決算日の１カ月前の市場価格等に基づく時価法から連結決算日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更に関する注記）

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた17百万円は、「受取保険金」５百万円、「その他」11百万円として組み替えております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,159百万円、無形固定資産 243百万円、投資不動産 1,435百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、期末日において資産又は資産グループに減損が生じている可能性（以下「減損の兆候」という。）を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。なお、当連結会計年度に認識した減損損失はありません。

当社は、千葉県流山市に研究施設（固定資産の帳簿価額867百万円）の建設を行い、 2020年6月に工事が完工し、当該施設を取得しました。当該施設の取得により、固定資産の帳簿価額は著しく増加し、木材・住建事業部及びジオテック事業部における重要な資産となっております。当連結会計年度において、木材・住建事業部及びジオテック事業部はそれぞれ営業利益を計上されているものの、それぞれの事業部の売上高は、住宅着戸数の減少傾向や建設業界における需要の動向により大きく影響を受けるうえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響やその他の経営環境の著しい悪化が発生した場合、需要の回復が長期化し、減損の兆候が識別される可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 1,602百万円 |
| 投資不動産 | 157百万円 |

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数(千株) | 当連結会計年度増加株式数(千株) | 当連結会計年度減少株式数(千株) | 当連結会計年度末株式数(千株) |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 4,149 | － | － | 4,149 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 4 | 0 | － | 4 |

（注）自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．配当に関する事項

⑴ 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,149,200株

⑵ 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2021年 5月18日 取締役会 | 普通株式 | 103百万円 | 25.00円 | 2021年3月31日 | 2021年 6月1日 |
| 2021年10月28日 取締役会 | 普通株式 | 103百万円 | 25.00円 | 2021年9月30日 | 2021年12月1日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年 5月17日 取締役会 | 普通株式 | 103百万円 | 25.00円 | 2022年3月31日 | 2022年 5月30日 |

**（金融商品に関する注記）**

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によることとしております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、審査規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額※1 | 時価※1 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ⑴ 投資有価証券 その他有価証券 | 15 | 15 | － |
| ⑵ 支払手形及び買掛金 | (2,062) | (2,062) | － |
| ⑶ リース債務 | (15) | (15) | － |
| ⑷ デリバティブ取引 | － | － | － |

(注)※１.現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※２.負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※３.市場価格のない株式等は、非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）であり、「⑴ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価額により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（1） 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 （2022年３月31日）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 8 | 7 | － | 15 |
| 資産計 | 8 | 7 | － | 15 |

（２） 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 （2022年３月31日）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 支払手形及び買掛金 | － | 2,062 | － | 2,062 |
| リース債務 | － | 15 | － | 15 |
| 負債計 | － | 2,078 | － | 2,078 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。上場株式のうち、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないものについては、その時価をレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております（下記「支払手形及び買掛金」参照）。

支払手形及び買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、一部為替予約等の振当処理を行っているデリバティブ取引については、為替レート等の観察可能なインプットを用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。デリバティブ取引はヘッジ対象とされている債務（主として買掛金）と一体として処理されているため、その時価は、当該債務の時価に含めて記載しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において賃貸用の工場施設（土地を含む）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|---|---|
| 1,436 | 1,913 |

（注）1.連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士の「不動産価格調査書」に基づいて算定した金額であります。

（収益認識に関する注記）
1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ジオテック | 木材加工 | セキュリティ機器 | 石油製品 | |
| 地盤調査 | 534 | － | － | － | 534 |
| 環境パイル関連 | 2,771 | － | － | － | 2,771 |
| 地盤改良工事 | 2,932 | － | － | － | 2,932 |
| 木材加工品 | － | 3,358 | － | － | 3,358 |
| 保存処理薬剤 | － | 354 | － | － | 354 |
| 木材保存処理装置関連 | － | 151 | － | － | 151 |
| セキュリティ機器 | － | － | 2,997 | － | 2,997 |
| 石油製品 | － | － | － | 511 | 511 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,238 | 3,864 | 2,997 | 511 | 13,612 |
| その他の収益 | － | － | － | － | － |
| 外部顧客への売上高 | 6,238 | 3,864 | 2,997 | 511 | 13,612 |

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は「４．会計方針に関する事項　(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
（1）　契約残高等
契約負債の期首残高343百万円のうち、当期に認識した売上高は97百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債残高に重要な変動はなく、過去の期間に充足した履行義務から認識した売上高の額に重要なものはありません。
契約負債は主に、保証サービスのうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについて、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、契約期間にわたり均等に売上高を認識しております。
（2）　残存履行義務に配分した取引価格
残存履行義務に配分した取引価格の充足時期は、次のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

| | |
|---|---|
| 1年以内 | 98百万円 |
| 1年超３年以内 | 139百万円 |
| 3年超 | 64百万円 |

なお、当初に予想される契約期間が１年以内の商品及び製品の契約及び地盤改良工事等の施工契約については、実務上の便法を適用し、注記の対象に含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,123円37銭 |
| １株当たり当期純利益 | 185円00銭 |

（注）（会計方針の変更）に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益はそれぞれ、3円73銭及び8円28銭増加しております。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 第124期<br>2022年3月31日現在 | (ご参考)第123期<br>2021年3月31日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 7,756 | 6,317 |
| 現金及び預金 | 3,616 | 3,041 |
| 受取手形 | 267 | 222 |
| 売掛金 | 1,997 | 1,698 |
| 商品及び製品 | 1,143 | 765 |
| 原材料 | 539 | 411 |
| 前払費用 | 54 | 62 |
| 短期貸付金 | 31 | 33 |
| 未収入金 | 55 | 56 |
| その他 | 50 | 25 |
| 貸倒引当金 | △0 | △1 |
| 固定資産 | 3,891 | 4,052 |
| 有形固定資産 | 1,746 | 1,836 |
| 建物 | 612 | 642 |
| 構築物 | 58 | 59 |
| 機械装置 | 352 | 407 |
| 車両運搬具 | 11 | 15 |
| 工具器具備品 | 48 | 47 |
| 土地 | 651 | 651 |
| リース資産 | 10 | 11 |
| 無形固定資産 | 241 | 221 |
| ソフトウェア | 227 | 148 |
| 電話加入権 | 3 | 3 |
| リース資産 | − | 0 |
| ソフトウェア仮勘定 | 9 | 67 |
| その他 | 1 | 2 |
| 投資その他の資産 | 1,903 | 1,993 |
| 投資有価証券 | 27 | 26 |
| 関係会社株式 | 20 | 20 |
| 長期貸付金 | 72 | 123 |
| 破産更生債権等 | 3 | 3 |
| 長期前払費用 | 0 | 0 |
| 差入敷金 | 101 | 108 |
| 繰延税金資産 | 215 | 221 |
| 投資不動産 | 1,435 | 1,442 |
| その他 | 30 | 49 |
| 貸倒引当金 | △3 | △3 |
| 資産合計 | 11,647 | 10,369 |

| 科目 | 第124期<br>2022年3月31日現在 | (ご参考)第123期<br>2021年3月31日現在 |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 3,087 | 1,980 |
| 支払手形 | 661 | 431 |
| 買掛金 | 1,333 | 1,040 |
| リース債務 | 4 | 4 |
| 未払金 | 209 | 110 |
| 未払費用 | 63 | 58 |
| 未払法人税等 | 243 | 88 |
| 契約負債 | 290 | − |
| 前受金 | 8 | 8 |
| 預り金 | 17 | 15 |
| 賞与引当金 | 233 | 206 |
| 役員賞与引当金 | 19 | 14 |
| その他 | 1 | 2 |
| 固定負債 | 255 | 554 |
| リース債務 | 9 | 9 |
| 退職給付引当金 | 140 | 137 |
| 商品保証引当金 | − | 303 |
| 資産除去債務 | 20 | 20 |
| その他 | 85 | 83 |
| 負債合計 | 3,342 | 2,535 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 8,303 | 7,833 |
| 資本金 | 3,325 | 3,325 |
| 資本剰余金 | 1,146 | 1,146 |
| 資本準備金 | 1,146 | 1,146 |
| 利益剰余金 | 3,839 | 3,368 |
| 利益準備金 | 103 | 103 |
| その他利益剰余金 | 3,736 | 3,265 |
| 繰越利益剰余金 | 3,736 | 3,265 |
| 自己株式 | △7 | △7 |
| 評価・換算差額等 | 1 | 0 |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 8,305 | 7,834 |
| 負債純資産合計 | 11,647 | 10,369 |

# 損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 第124期<br>2021年４月１日から<br>2022年３月31日まで | （ご参考）第123期<br>2020年４月１日から<br>2021年３月31日まで |
|---|---|---|
| 売上高 | 12,582 | 10,892 |
| 売上原価 | 8,987 | 7,812 |
| 売上総利益 | 3,595 | 3,079 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,745 | 2,451 |
| 営業利益 | 850 | 627 |
| 営業外収益 | 182 | 134 |
| 受取利息 | 4 | 5 |
| 受取配当金 | 20 | 21 |
| 受取賃貸料 | 85 | 83 |
| 受取保険金 | 35 | 4 |
| その他 | 37 | 19 |
| 営業外費用 | 28 | 26 |
| 賃貸費用 | 24 | 25 |
| その他 | 4 | 1 |
| 経常利益 | 1,003 | 736 |
| 特別利益 | 10 | 3 |
| 固定資産売却益 | － | 3 |
| 補助金収入 | 10 | － |
| 特別損失 | 10 | 6 |
| 固定資産除却損 | 1 | 6 |
| 固定資産圧縮損 | 9 | － |
| 税引前当期純利益 | 1,004 | 733 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 293 | 198 |
| 法人税等調整額 | 14 | 47 |
| 当期純利益 | 696 | 487 |

# 株主資本等変動計算書

第124期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 1,146 | 103 | 3,265 | 3,368 | △7 | 7,833 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | △18 | △18 | | △18 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 1,146 | 103 | 3,246 | 3,349 | △7 | 7,814 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △207 | △207 | | △207 |
| 当期純利益 | | | | | 696 | 696 | | 696 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 489 | 489 | △0 | 489 |
| 当期末残高 | 3,325 | 1,146 | 1,146 | 103 | 3,736 | 3,839 | △7 | 8,303 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 0 | 7,834 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △18 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 0 | 0 | 0 | 7,815 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △207 |
| 当期純利益 | | | | 696 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 489 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 1 | 8,305 |

（ご参考）第123期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 1,146 | 103 | 2,985 | 3,088 | △7 | 7,553 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | － |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,325 | 1,146 | 1,146 | 103 | 2,985 | 3,088 | △7 | 7,553 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △207 | △207 | | △207 |
| 当期純利益 | | | | | 487 | 487 | | 487 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 280 | 280 | △0 | 280 |
| 当期末残高 | 3,325 | 1,146 | 1,146 | 103 | 3,265 | 3,368 | △7 | 7,833 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 6 | 6 | 7,559 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | － |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 0 | 6 | 6 | 7,559 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △207 |
| 当期純利益 | | | | 487 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 0 | △6 | △5 | △5 |
| 当期変動額合計 | 0 | △6 | △5 | 274 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 0 | 7,834 |

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…. 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…… 移動平均法に基づく原価法

⑵ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…… 時価法

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品…… 総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び原材料…… 移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）…. 定額法

主な耐用年数

建物及び構築物　　15～50年

機械装置　　8～13年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）…. 定額法

⑶ リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金…… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金…… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金…… 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑷ 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法によっており、当事業年度末自己都合要支給額としております。

4．収益及び費用の計上基準

ジオテック事業、木材加工事業及びセキュリティ機器事業における商品及び製品に係る売上高は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で売上高を認識しております。

ジオテック事業の環境パイル及び地盤改良工事における請負工事に係る売上高は、顧客との請負工事契約に基づく地盤改良等の工事を提供する履行義務を負っております。当該履行義務について、工事の進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて売上高を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（総原価見積額に対する発生原価の割合）によっております。ただし、取引開始から工事完了時点までの期間が短期間のものについては、重要性等における代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した工事完了時点で売上高を認識しております。

ジオテック事業及びセキュリティ機器事業における保証サービスに係る売上高は、顧客との保証契約に基づき、契約期間内に生じた不具合に対して無償で、原状回復、機器等の修理又は交換を行う保証サービスを提供する履行義務を負っております。当該保証契約は、契約期間にわたり均等に売上高を認識しております。

当社が商品又はサービスを顧客に移転する前に、当該商品又はサービスを支配している場合には、本人取引として売上高を総額で認識し、支配していない場合や当社の履行義務が商品又はサービスの提供を手配することである場合には、代理人取引として売上高を純額で認識しております。木材加工業における木材加工品及び保

存処理薬剤の一部の取引において、代理人取引を行っております。
当社は、売上高は顧客との契約において約束された対価に基づき測定しており、重要な変動対価はありません。取引の対価は、通常、商品の引渡し後、概ね４か月以内に受領されており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
単一の契約に複数の識別可能な履行義務がある場合、その取引を履行義務ごとに分割し、履行義務ごとに売上高を認識しております。取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑵ ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
輸入取引について為替予約取引をヘッジ手段としております。

③ ヘッジ方針
将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しておりますが、投機的な取引及び短期的な売買益を得るための取引は行わない方針です。
また、取引の目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額について、経営会議の定めた範囲を限度として、取引及びリスク管理の運営を経理部で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額などを基礎として判断しております。
ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑶ 消費税及び地方消費税の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

⑷ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更に関する注記）

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、商品及び製品等の販売について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、引渡時に収益を認識する方法に変更しております。また、工事契約に係る収益については、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については、工事完成基準に基づき収益を認識しておりましたが、契約期間における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、完全に履行義務を充足した完成時に収益を認識する方法に変更しております。さらに、代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。加えて、保証に対する売上については、販売した機器の将来見込まれる保証費用を「商品保証引当金」として計上しておりましたが、当社が保証すべき費用は顧客に対する履行義務と認識して、「契約負債」を計上し、契約期間にわたり売上高として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は347百万円減少し、売上原価は385百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ37百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期残高は18百万円減少しております。

１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、時価のあるその他有価証券の貸借対照表価額の算定方法について、決算日の１カ月前の市場価格等に基づく時価法から決算日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更に関する注記）

損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた23百万円は、「受取保険金」４百万円、「その他」19百万円として組み替えております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 1,746百万円、無形固定資産 241百万円、投資不動産 1,435百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しております事項と同一であるため、記載を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 1,375百万円 |
| 投資不動産 | 157百万円 |

2．保証債務

| | |
|---|---|
| 日産興業株式会社（子会社） | 19百万円 |

なお、保証債務の内容は仕入債務であります。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 84百万円 |
| 短期金銭債務 | 53百万円 |
| 長期金銭債権 | 73百万円 |
| 長期金銭債務 | 0百万円 |

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 87百万円 |
| 仕入高 | 298百万円 |
| その他営業取引高 | 48百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 34百万円 |

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数(千株) | 当事業年度増加株式数(千株) | 当事業年度減少株式数(千株) | 当事業年度末株式数(千株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 4 | 0 | － | 4 |

（注）自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 42百万円 |
| 賞与引当金 | 71百万円 |
| 貸倒引当金 | 1百万円 |
| 未払事業税 | 15百万円 |
| 未払社会保険料 | 10百万円 |
| 減損損失 | 2百万円 |
| 棚卸資産評価損 | 32百万円 |
| 資産除去債務 | 19百万円 |
| その他 | 90百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 286百万円 |
| 評価性引当額 | △61百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 224百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 0百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0百万円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 2百万円 |
| その他 | 5百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 8百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 215百万円 |

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 名称 | 住所 | 資本金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 兼松㈱ | 東京都港区 | 27,781 | 商社 | 被所有 直接 52.97% | 兼任１名 | 資金の預入 商品及び原材料の購入 | 資金の預入※1 | 1,709 | － | － |
| | | | | | | | | 利息の受取※1 | 1 | － | － |
| | | | | | | | | 仕入※2 | 68 | 買掛金 | 26 |

（注）※１.当社は、兼松㈱が導入しているキャッシュ・マネジメント・システムに参画しており、余剰資金の預入を行っております。資金の預入はキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。また、預入利息は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

※２.価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

2．子会社等

| 属性 | 名称 | 住所 | 資本金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 日産興業㈱ | 東京都江東区 | 10 | 石油製品販売 | 所有 直接 100.0% | 兼任１名 | 資金の援助 | 資金の貸付(注) | － | 長期貸付金 | 60 |
| | | | | | | | | 貸付金の利息 | 1 | － | － |

（注）資金の貸付利率は､市場金利の動向を踏まえた社内規定に基づく利率によっております。

3．兄弟会社等

| 属性 | 名称 | 住所 | 資本金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 兼松ケミカル㈱ | 東京都中央区 | 300 | 石油化学製品・自動車関連化学品等の販売 | なし | なし | 商品及び原材料の購入 | 仕入(注) | 300 | 買掛金 | 118 |

（注）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）　(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(１株当たり情報に関する注記)

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,003円90銭 |
| １株当たり当期純利益 | 168円14銭 |

（注）（会計方針の変更に関する注記）に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益はそれぞれ、４円55銭及び９円10銭増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

兼松サステック株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　好田健祐
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新田將貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、兼松サステック株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兼松サステック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示 することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

兼松サステック株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　好田健祐
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新田將貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、兼松サステック株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示 することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査等委員会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

兼松サステック株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　戸井田　守　弘 ㊞

監査等委員　小　林　邦　聡 ㊞

監査等委員　岡　村　憲一郎 ㊞

（注）監査等委員戸井田守弘、小林邦聡及び岡村憲一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上